

規制の事前評価書(要旨)

【代替案あり】

政策の名称	外国法人等が電気通信事業を営む場合の規定の整備等	
担当部署	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課	電話番号: 03-5253-5978 e-mail: pt-2030ict@ml.soumu.go.jp
評価実施時期	令和 2年 2月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】</p> <p>近年、GAFA(Google, Amazon, Facebook, Apple)等に代表される外国プラットフォーム事業者等、外国事業者の提供する電気通信サービスが多様化し、我が国の国民生活及び経済活動に不可欠のものとなっているが、外国法人等(外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人)が外国から国内の利用者に対して電気通信役務を提供する電気通信事業を営む場合、業務改善命令等の監督規定を執行するための手段が十分に措置されておらず、電気通信事業法の法執行の実効性を欠いている。この課題に対応した規制を実施しない場合には、外国事業者の提供する電気通信役務において大規模な通信障害や通信の秘密が侵害される事象が発生した際に、行政として必要な手段を取ることができず、将来にわたって国内利用者の利益の保護に支障が生ずるおそれがある。</p> <p>以上のような状況をベースラインとする。</p> <p>【課題及び課題の発生原因】</p> <p>上記のとおり、外国法人等が我が国の利用者向けに提供する電気通信事業に対して業務改善命令等の監督規定を執行するための手段が十分に措置されておらず、電気通信事業法の法執行の実効性を欠く状況となっていることがその発生原因である。</p> <p>【規制の内容】</p> <p>外国法人等に対して業務改善命令等を行う場合、これらの執行が外国の主権を侵害するおそれがあるため、執行管轄権の観点から問題となる。これに対応するため、外国法人等が我が国の利用者向けに電気通信事業を営むための登録の申請又は届出を行う際、国内における文書の送達先及びコンタクトポイントとして、国内における代表者又は代理人を定めることを義務付ける等の措置を設けることとする。</p>	
想定される代替案	【代替案1】 外国電気通信事業に対して監督規定(業務改善命令等)を執行するための手段として、国内における拠点の設置を義務付ける。	
規制の費用	当該規制の場合	代替案1の場合
(遵守費用)	我が国の利用者に対して電気通信サービスを提供する外国法人等に対して国内における代表者又は代理人の指定を求めるものであり、すでに設立している国内法人を代表者として指定したり、国内の弁護士等を代理人として指定することも可能であるため、追加的な費用は発生しないか、あっても限定的である。	我が国の利用者に対して電気通信サービスを提供する外国法人等に対して国内における拠点の設置を求める場合、国内に拠点を持たない外国法人等にとっては、その拠点の設置に必要な費用が膨大になることが見込まれる。
(行政費用)	総務省は、外国法人等に対して業務改善命令等の監督規定を執行する場合、国内の電気通信事業者に対して業務改善命令等を行う場合と同様に、国内代表者等に対して文書を送達することで執行できることとなり、既存の枠組みの中で対応することが可能であるため、追加的な費用は発生しないか、あっても限定的である。	総務省は、外国法人等に対して業務改善命令等の監督規定を執行する場合、国内の電気通信事業者に対して業務改善命令等を行う場合と同様に、外国法人等の国内における拠点に対して文書を送達することで執行できることとなり、既存の枠組みの中で対応することが可能であるため、追加的な費用は発生しないか、あっても限定的である。
規制の効果(便益)	当該規制の場合	代替案1の場合
(直接的効果(便益))	外国法人等に対して国内における代表者又は代理人の指定を求めることにより、外国事業者への業務改善命令等が可能となり、電気通信事業法の法執行の実効性の向上を図ることができる。これにより、国内利用者の利益の保護を図るとともに、国内外の事業者間の公正な競争が図られる。	外国法人等に対して国内における拠点の設置を求めることにより、外国事業者への業務改善命令等が可能となり、電気通信事業法の法執行の実効性の向上を図ることができる。これにより、国内利用者の利益の保護を図るとともに、国内外の事業者間の公正な競争が図られる。
(副次的・波及的な影響)	命令文書の送達時以外においても、国内代表者等が総務省と外国法人等との間の連絡・報告等を仲介することにより、外国法人等が電気通信事業法の規律を理解・遵守した適切な事業の運営を行うことが期待できる。また、外国法人等への負担が小さく、参入障壁となりにくいため、利用者が国外から提供される多様な電気通信サービスを利用することが可能となることが期待される。	命令文書の送達時以外においても、国内における拠点が総務省と外国法人等本体との間の連絡・報告等を仲介することにより、外国法人等が電気通信事業法の規律を理解・遵守した適切な事業の運営を行うことが期待できる。ただし、外国法人等が国内に拠点を設置する費用が膨大となることが見込まれることから、我が国の利用者に対して電気通信サービスを提供しようとする外国法人等の減少が予想され、その結果、利用者に国外から提供されるサービスの多様性が失われる。また、当該措置が国際協定違反に該当する可能性がある。
費用と効果(便益)の関係	上記のとおり、本件規制の導入により、遵守費用及び行政費用として一定の費用が発生するものの、その規模は限定的と見込まれる。他方、本件規制が導入された場合には、国内における代表者又は代理人の指定等の規定を措置することにより、外国法人等に対する事業法の法執行の実効性が向上する。以上をもって、国内の利用者利益の保護及び国内外の事業者間の公正な競争が図られることから、本件規制により得られる便益は、本件規制の導入に伴う費用を上回るが見込まれるため、本件規制の導入は妥当と考えられる。	
代替案との比較	国内利用者の利益の保護を図るとともに、国内外の事業者間の公正な競争が図られるという同等の効果は得られるが、外国法人等に国内における拠点の設置を求めることによりその遵守費用が膨大になること、電気通信サービスの多様性が失われる可能性があることから、採用案が妥当である。	
その他関連事項	<p>【事前評価の活用状況】</p> <p>「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」(平成30年8月23日付け諮問第25号)の最終答申(令和元年12月17日)において、国内外の事業者間の公正競争や利用者の利益等を確保するため、国内利用者に対してサービスを提供する国外事業者に対し電気通信事業法の規律を適用するための制度整備を迅速に進める旨が示されている。</p> <p>また、「プラットフォームサービスに関する研究会」(平成30年10月～)の最終報告書(令和2年2月7日)において、外国事業者に対して業務改善命令の発動、国内代表者又は代理人の指定等の規律を及ぼすよう所要の措置を講ずることが適当とされている。</p> <p>さらに、経団連の政策提言「Society 5.0の実現に向けた個人データ保護と活用のあり方」(令和元年10月)においても、「通信の秘密の保護の規律は、国外に拠点を置き国内に電気通信設備を有さずサービスを提供する者には適用されない運用がなされているが、消費者を保護し、公平・公正な取引環境を確保するためには、電気通信設備を国内に保有しているか否かに応じて規律に差を設けるのは適切でない。したがって、わが国の利用者を対象にサービスを提供する場合には、当該規律が等しく適用されるべきである。」との見解が示されている。</p> <p>上記を踏まえ、今回の改正を行うものである。</p>	
事後評価の実施時期等	<p>【事後評価の実施時期】</p> <p>改正法の施行後3年を経過した場合において、改正法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】</p> <p>外国法人等が我が国の利用者向けに営む電気通信事業の業務が適切に運営されているかを評価するため、総務省及びPIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)に寄せられている苦情・相談等の状況を確認する。</p>	
備考		